

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議

MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈（二酸化炭素放出抑制関連）

改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正理由

IMO 海洋環境保護委員会（MEPC）は、船舶による大気汚染防止に関する要件が規定されている MARPOL 条約附属書 VI に対する統一解釈として、MEPC.1/Circ.795 を承認し、改版を重ねている。2024 年 3 月に開催された MEPC81 において、同附属書に規定される EEDI 規制、EEXI 規制及び CII 制度の適用から除外される重量物運搬船の定義が新たに追加された。加えて、2015 年 9 月 1 日から EEDI 規制フェーズ 1 が開始されている船種の新船の取扱いについても明確化が行われ、上記 2 つの内容を含めた統一解釈が MEPC.1/Circ.795/Rev.9 として承認された。

また、2024 年 10 月に開催された MEPC82 では、燃料油消費実績報告（IMO DCS）のデータ収集に関し、暦年中でデータ収集項目が変更となる場合に、暦年で統一したデータ収集が行えるよう、収集データの取扱いについて定めた統一解釈が MEPC.1/Circ.913 として承認された。

このため、MEPC.1/Circ.795/Rev.9 及び MEPC.1/Circ.913 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 一般貨物船に分類されず EEDI 規制、EEXI 規制、CII 制度が非適用となる「重量物運搬船」が明確となるよう同船種の定義を新たに追加する。
- (2) MEPC.1/Circ.795 では EEDI 規制が適用される新船の解釈を規定しているが、2015 年 9 月 1 日から EEDI 規制が開始されている船種（Ro-Ro 貨物船、LNG 運搬船等）にも同解釈が適用となることを明確化する。
- (3) 決議 MEPC.385(81)により 2025 年 8 月 1 日から燃料消費実績報告（IMO DCS）のデータ項目が変更となるが、暦年中で統一したデータ収集ができるよう MEPC.1/Circ.913 に従う旨明記する。

施行及び適用

- (1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.1.4 及び 3.4
2025 年 7 月 1 日から施行
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.8
2025 年 8 月 1 日から施行

ID: DD24-25

「MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈(二酸化炭素放出抑制関連)」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 3 章 二酸化炭素放出抑制 3.1 一般 3.1.4 用語（附属書 VI 第 2.2 規則関連） (-1.及び-2.は省略) <u>-3. 規則 8 編 3.1.4(14)にいう「重量物運搬船」について</u> <u>は、次による。</u> (1) 次のいずれかに該当する船舶 (a) <u>重量物デッキキャリア（貨物倉を持たない平 らな甲板でプロジェクト貨物を運搬する船 舶であって、貨物用のコーミング、シュート、 ティッパーを備えないもの）</u> (b) <u>半潜水型プロジェクトカーゴキャリア</u> (c) <u>半潜水型重量物デッキキャリア（ドックリフ ト船を含む）</u> (d) <u>重量物運搬多目的船</u> (e) <u>プレミアムプロジェクトキャリア</u> (f) <u>プロジェクトカーゴキャリア</u> (2) <u>前(1)(d)及び(e)にいう「重量物運搬多目的船」及 び「プレミアムプロジェクトキャリア」は、決議</u>	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 3 章 二酸化炭素放出抑制 3.1 一般 3.1.4 用語（附属書 VI 第 2.2 規則関連） (-1.及び-2.は省略) （新規）	MEPC.1/Circ.795 /Rev.9 1 Definition of “heavy load carrier” Interpretation 1.1

「MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈(二酸化炭素放出抑制関連)」 新旧対照表

新	旧	備考
MSC.443(99)により改正された“<i>International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)</i>”に規定される「揚貨作業に従事する船舶」の要件に適合し、次式を満足すること。 $SWL \times Outreach \geq 0.67 \times Displacement \times \left(\frac{D-T}{B} \right)$ <u>SWL</u> : 1 台のクレーン装置の最大制限荷重 (<i>t</i>) <u>Outreach</u> : クレーン装置の回転軸からのアウトリーチ (<i>m</i>) <u>Displacement</u> : 喫水 <i>T</i> における排水量 (<i>t</i>) <u>T</u> : 夏季乾舷に対応する満載喫水 (<i>m</i>) <u>B</u> : 喫水 <i>T</i> における船の中央での船幅 (<i>m</i>) <u>D</u> : 船の深さ (<i>m</i>) で、規則 A 編 2.1.6 の規定による。		Interpretation 1.2
(3) 前(1)(f)にいう「プロジェクトカーゴキャリア」は、揚貨装置の有無に関わらず、船主もしくは会社が作成した設計及び運航に関する特定の申請書に基づき、主管庁が重量物運搬船と判断する場合がある。 -4. (省略)		Interpretation 1.3
3.4 二酸化炭素放出抑制指標規制値（附属書 VI 第 24 規則関連） -1. (省略) -2. 規則表 8-8 において、フェーズ 1 に該当する船舶とは、次の(1)又は(2)の新船をいう。 (1) 2015 年 1 月 1 日からフェーズ 1 を開始する船舶にあっては、次のいずれかに該当するもの	-3. (省略) 3.4 二酸化炭素放出抑制指標規制値（附属書 VI 第 24 規則関連） -1. (省略) -2. 規則表 8-8 において、フェーズ 1 に該当する船舶とは、次の<u>いずれかに該当する新船</u>をいう。	MEPC.1/Circ.795 /Rev.9

「MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈(二酸化炭素放出抑制関連)」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>(a) 2015 年 1 月 1 日以降 2019 年 12 月 31 日以前に建造契約が行われる船舶であって、2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>(b) 2015 年 1 月 1 日前に建造契約が行われる船舶であって、2019 年 1 月 1 日以降 2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>(c) 建造契約がない場合は、次の <u>i)</u> 又は <u>ii)</u> に該当する船舶</u> <u>i) 2015 年 7 月 1 日以降 2020 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶であって、2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>ii) 2015 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶であって、2019 年 1 月 1 日以降 2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>(2) 2015 年 9 月 1 日からフェーズ 1 を開始する船舶にあつては、次のいずれかに該当するもの</u> <u>(a) 2015 年 9 月 1 日以降 2019 年 12 月 31 日以前に建造契約が行われる船舶であって、2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>(b) 2015 年 9 月 1 日前に建造契約が行われる船舶であって、2019 年 9 月 1 日以降 2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>(c) 建造契約がない場合は、次の <u>i)</u> 又は <u>ii)</u> に該当する船舶</u> <u>i) 2016 年 3 月 1 日以降 2020 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶であって、2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われ</u>	<u>(1) 2015 年 1 月 1 日以降 2019 年 12 月 31 日以前に建造契約が行われる船舶であって、2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>(2) 2015 年 1 月 1 日前に建造契約が行われる船舶であって、2019 年 1 月 1 日以降 2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>(3) 建造契約がない場合は、次の <u>(a)</u> 又は <u>(b)</u> に該当する船舶</u> <u>(a) 2015 年 7 月 1 日以降 2020 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶であって、2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> <u>(b) 2015 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶であって、2019 年 1 月 1 日以降 2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われるもの</u> (新規)	3 Definition of “new ship” for calculation of the required EEDI Interpretation 3.2.2.1 Interpretation 3.2.2.2 2015 年 9 月 1 日からフェーズ 1 が適用される新船の取扱いを明確化。 (対象船種：LNG 運搬船，Ro-Ro 貨物船，Ro-Ro 自動車運搬船，Ro-Ro 旅客船，クルーズ客船)

「MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈(二酸化炭素放出抑制関連)」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>るもの</u> ii) <u>2016 年 3 月 1 日前に建造開始段階にあ</u> <u>る船舶であって、2019 年 9 月 1 日以降</u> <u>2024 年 1 月 1 日前に引き渡しが行われ</u> <u>るもの</u>		
この改正は附則 A による		

「MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈(二酸化炭素放出抑制関連)」 新旧対照表

新	旧	備考
3.8 燃料油消費実績報告に関するデータの収集, 報告及び保管等 (附属書 VI 第 27 規則関連) -1. (省略) <u>-2. 規則 8 編 3.8-1.(2)(a)にいう「その一部」の取扱いについては, MEPC.1/Circ.913 (その後の改正を含む。)によること。</u> -3. (省略) -4. (省略) -5. (省略) -6. (省略)	3.8 燃料油消費実績報告に関するデータの収集, 報告及び保管等 (附属書 VI 第 27 規則関連) -1. (省略) (新規) -2. (省略) -3. (省略) -4. (省略) -5. (省略)	MEPC.1/Circ.913 決議 MEPC.385(81)で燃料消費実績報告 (IMODCS) のデータ収集項目が変更されることに関連して, 統一的なデータ収集及び報告を可能とする解釈を取入れる。
この改正は附則 B による		

「MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈(二酸化炭素放出抑制関連)」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 A 1. この改正は、2025 年 7 月 1 日から施行する。		
附 則 B 1. この改正は、2025 年 8 月 1 日から施行する。		